

大阪市立東淀川区老人福祉センターの指定管理予定者の選定について

大阪市では、大阪市立東淀川区老人福祉センターの選定にあたって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を開催し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたので、お知らせします。
今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

1 指定管理予定者

名 称 社会福祉法人 大阪市東淀川区社会福祉協議会
住 所 大阪市東淀川区菅原4丁目4番37号
代表者 吉田 正則

2 指定管理予定期間

平成31(2019)年4月1日～平成36(2024)年3月31日（5年間）

3 選定会議による選定審査等

(1) 申請の経過

募集要項の配布期間	平成30年6月29日～平成30年8月31日
現地見学会	平成30年7月30日
申請書の受付期間	平成30年8月23日～平成30年8月31日

(2) 審査経過

第1回 平成30年6月22日
第3回 平成30年9月7日

(第2回選定会議については他区老人福祉センターの指定管理予定者について審議)

(3) 申請団体

社会福祉法人 大阪市東淀川区社会福祉協議会
特定非営利活動法人 自由空間倶楽部

(4) 選定項目・審査結果

申請団体名	選定項目	配点	選定委員			平均
			A	B	C	
社会福祉法人 大阪市東 淀川区社会福祉協議会	施設の設置目的の達成及び サービスの向上	35	32	25	30	29.00
	市費の縮減	50	41	39	39	39.67
	申請団体	5	3	4	5	4.00
	社会的責任・市の施策との整 合	10	2	2	2	2.00
	合計	100	78	70	76	74.67
特定非営利活動法人 自由空間倶楽部	施設の設置目的の達成及び サービスの向上	35	26	13	19	19.33
	市費の縮減	50	50	46	44	46.67
	申請団体	5	3	2	2	2.33
	社会的責任・市の施策との整 合	10	0	0	0	0.00
	合計	100	79	61	65	68.33

(5) 選定理由

大阪市立東淀川区老人福祉センターの指定管理予定者選定にあたっては、2団体から申請があり、大阪市立老人福祉センター指定管理予定者選定会議において、申請団体から提出された事業計画書等について、大阪市立老人福祉センター条例第15条に規定している選定基準に基づき総合的に評価・審査し、次の理由により指定管理予定者として適当であると判断しました。

社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会については、これまでの実績を踏まえ、他施設・機関と連携を図りながら、高齢者の生きがいきり活動や地域福祉活動等への支援について、具体的に提案されており、一層の市民サービスの向上が期待できる事業計画となっている。

今後は、男性の利用者を増やす取り組みや、あまり外出されない方にも老人福祉センターを利用していただけるような取り組みの実施に期待する。

特定非営利活動法人自由空間倶楽部については、施設運営の考え方については評価できるものであるが、指定管理者として老人福祉センターの運営を行っていただく視点で見ると、施設の管理、施設の運営、経理基盤に不安が残る提案であった。

しかし、今後も利用者の立場で老人福祉センターの運営に関わる等、活発な活動を行っていただくことを期待する。

以上の理由で、社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会が、大阪市立東淀川区老人福祉センターの指定管理予定者として適当であるとの結論に達した。

4 選定委員名 役職 (五十音順)

鈴木 依子	(京都女子大学 家政学部 生活福祉学科 准教授)
武田 宗久	(公認会計士)
森 詩恵	(大阪経済大学 経済学部 地域政策学科 教授)

担当：福祉局高齢者施策部いきがい課
電話：06-6208-8054